

審 査 基 準

令和2年8月19日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第5項
処 分 の 概 要：質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法 第4条第2項、第3項（営業内容の変更） 第9条（許可証の返納） 第28条第1項～第3項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則 第1条（申請及び届出の一般的手続） 第6条（廃業の届出） 第10条（死亡の届出） 第14条の2（許可証の返納）
審 査 基 準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不 適当でないと認められる場所であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間：25日
申 請 先：申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全（第一）課
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部生活安全全部生活安全総務課営業第一係 ☎ 045-211-1212 内線3037
備 考：